

白井市の公共施設における受動喫煙防止対策に関する指針

平成 29 年 4 月 1 日制定

令和 6 年 4 月 1 日改正

1 目的

この指針は、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 25 条の規定に基づき、多数の市民が利用する公共施設の受動喫煙防止対策を定め、受動喫煙による健康への悪影響を未然に排除し、もって、市民の健康の保持及び増進を図るとともに、快適で良好な施設環境の形成を促進することを目的とする。

2 指針に係る定義

この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 受動喫煙 室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。
- (2) 敷地内全面禁煙 施設を構成する建物及び敷地において、喫煙を全面的に禁止することをいう。
- (3) 対象施設 市が所有又は管理する（指定管理者制度による管理を含む。）公共施設であって、別表に定める施設をいう。
- (4) 施設管理者 対象施設を所管する課等の長をいう。

3 基本的考え方

受動喫煙防止対策の基本的考え方は、「受動喫煙防止対策について」（平成 22 年 2 月 25 日健発 0225 第 2 号厚生労働省健康局長通知）を踏まえ、次のとおりとする。

- (1) 対象施設においては、敷地内全面禁煙とする。
- (2) 子どもや妊産婦の利用が想定される対象施設については、敷地内全面禁煙実施前であっても、受動喫煙による心身の健康に及ぼす悪影響に十分配慮する。
- (3) 施設管理者は、この指針に基づき対象施設内の受動喫煙防止の徹底を図りながら、順次、敷地内全面禁煙に取り組み、平成 31 年度においてすべての対象施設で受動喫煙防止対策が講じられることを目指す。
- (4) 市民及び職員の喫煙率を低減していく措置を積極的に講ずる。

4 受動喫煙防止対策の推進

- (1) 施設管理者は、受動喫煙による心身の健康に及ぼす悪影響を十分に認識し、この指針を周知・徹底し、利用者等に対し理解と協力を求める。
- (2) 職員は、この指針を遵守し、当該施設において実施している受動喫煙防止対策が維持されるよう努める。
- (3) 市民には、たばこの健康への悪影響や、禁煙を促す方法等について、さまざまな機会をとらえて普及啓発を行い、受動喫煙防止に取り組む機運を醸成していく。
- (4) 職員の禁煙サポート対策について、積極的に取り組む。

5 実施時期

- (1) この指針は、平成29年4月1日から施行する。
- (2) この指針の施行の際、既に敷地内全面禁煙を実施している施設については、本指針に基づき引き続き取り組む。

別表

対象施設及び実施年度

施 設 名	実施年度
清水口保育園、南山保育園、桜台保育園	(実施済み)
市営駅前駐輪場	(実施済み)
市立小学校・中学校（適応指導教室を含む。）	平成 2 9 年度
保健福祉センター	平成 2 9 年度
市庁舎	平成 3 0 年度
文化センター	平成 3 0 年度
西白井複合センター、白井駅前センター、公民センター、桜台センター、白井コミュニティセンター、学習等供用施設	平成 3 0 年度
老人福祉センター	平成 3 0 年度
農業センター	平成 3 0 年度
障害者支援センター	平成 3 0 年度
学校給食共同調理場	平成 3 0 年度
白井運動公園	平成 3 0 年度
白井市民プール	平成 3 0 年度
高齢者就労指導センター	平成 3 1 年度
白井総合公園、中木戸公園、南山公園、七次第一公園、白井木戸公園、十余一公園、七次第二公園、西白井コミュニティプラザ	平成 3 1 年度
富士公園	令和 6 年度